

下水道事業受益者負担金を納入通知書で納付場所となっている金融機関窓口での納付ができない方は、ゆうちょ銀行・郵便局の窓口やATM現金自動預け払い機から払込取扱票を使用して納付することができます

払込取扱票での納付方法



【窓口での納付】

ゆうちょ銀行または郵便局の窓口へ 払込取扱票 を持参してください。

【ATM現金自動預け払い機での納付】

ゆうちょ銀行または郵便局内にある払込機能付きATM（払込書挿入口のあるもの）の稼働時間内に手続きができます。

- 1 ATM画面の「ご送金」を選択する
- 2 「払込書でのご送金」を選択する
- 3 払込取扱票を「払込書」挿入口に入れる
- 4 払込取扱票の読み取り内容を確認する（住所・氏名、金額）
- 5 送金先の口座番号（払込取扱票に印字された口座番号）を入力する
- 6 支払方法を「現金」または「通帳・カード」のどちらかを選択する
- 7 払込金額（払込取扱票に印字された金額）を入力する
- 8 依頼人の電話番号を入力する（現金で払い込む場合のみ）
- 9 [現金で払込み] 現金を紙幣・硬貨それぞれの投入口に入れる
[口座から払込み] 通帳またはカードをATMに挿入し、暗証番号を入力する
- 10 払込内容を確認する
- 11 手続きが終了し、ご利用明細票が出力される

※コンビニエンスストアやショッピングモールなどに設置してあるATMには、払込機能がないため手続きできません。